

関西労災職業病 10月号

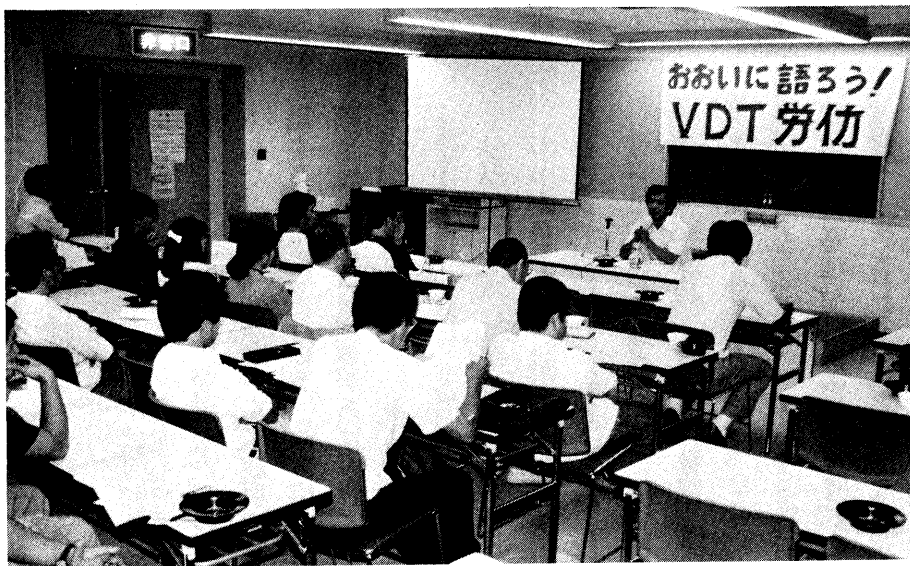
(通巻第158号)

関西労働者安全センター 1987.10.10 発行

大阪市西区新町2丁目19番20号 西長堀ビル4階

☎ 06・538・0148 [〒550] 郵便振替口座 大阪6-315742

100円



●電離放射線障害防止規則 駆け込み改悪を阻止しよう! ……	1
●VDT作業労働相談デー結果から ……	2
●前線から(ニュース) ……	8
●保育労働者の労災職業病⑨ ……	13
●登義一さんの死を悼む ……	15
●紀和だより ……	16
●石綿(アスベスト)の健康問題③ ……	18
●ゆき道かえり路⑬ ……	21

電離放射線障害防止規則 駆け込み改悪を阻止しよう！

放射線被曝基準の低減につながらる

広島・長崎原爆被曝データ見直し問題の結果

△王国金属労組、原水禁などが時期尚早との意見書提出

関係労組からも

強い反対の声

労働現場の放射線被曝規制を行う
「電離放射線防止規則（電離則）」

改正が、大詰め段階を迎えている。

今回の改正の目的は、放射線防護
に関する国際機関ICRPの一九七
七年勧告の、国内法体系へ導入。と
ころが、ICRPは近年原子力推進
の立場から規制緩和の方向に大きく
傾いているとの批判が強く、七七年
勧告もそうした色彩の濃いものとな
っている。

したがって、改正が議論されだし
た数年前から、その導入については

各方面から反対の声が上がっていた

もので、労働組合からも、放射線職
場を多数抱える自治労、政労協、全
国金属から反対決議があげられてき
ていた。

放射線は

より危険と判明

さらに、新たな情勢として出てき
たのが、「広島・長崎原爆被曝デー
タの見直し問題」である。

ICRPを含めて、あらゆる放射
線規制の基準値（許容線量等）の
基礎データとして、最も重要なのが
「広島・長崎原爆被曝データ」と
ころが、最近、政府機関である放射

線影響研究所でその見直しが進み、

放射線はこれまで考えられていたよ
りも、五倍から十倍以上危険である
ことが判明してきた。

つまり、ごく単純に言って、これ
までの許容基準は、五分の一から、
十分の一以下にしなければならぬ。

駆け込み改悪を

阻止しよう

しかし、そうした状況を承知の上
で、労働省は、七七勧告の導入、電
離則の改正を強行しようとしており、
具体的には、規則改正であることか
ら国会審議にはからず、中央労働基
準審議会場で了承を取りつけよう

として、九月二十二日にその説明をし、十月中旬の次回審議会で強行決着の構えである。

これに対して、中央総評も反対意見のべてきているが状況は厳しい。全金大阪地本安全対策部、原水禁等は、関係各機関、各審議委員に改正反対・時期尚早の意見書を出し、

(関西労働者安全センターも参加)
取り組みを強めているが、状況は変化しているとはいえない。

今回の改正は、将来の規制強化を見越しての規制緩和という、極めて悪質なものである。また、かりにこの改正が強行されれば、現場の放射線規制は大幅に緩和される。

たとえば、被曝線量記録をある線量以下は残さない、あるいは測定すらしめないという、被曝隠し・合理化が進められるのは目にみえている。安全センターは、今後関係団体、労働組合と協力してこの問題に取り組むこととしている。各位の注目を訴えたい。

VDI作業労働相談部「結果」

一日中オフコン、ワープロの操作に追い回される

極端に視力が落ちた、病院へ通っても良くなるらない

前号で掲載したVDI作業労働相

談部の取り組みの結果がまとまっている。今後のVDI作業の健康問題についての運動を進めて行く上で、いくつか示唆される問題も浮かび上がってきているので、以下にその要点について述べる。

医療機関転々

使い捨て労働者

今回の相談活動で目立ったことは、やはり若年の女性労働者にVDI作業による悩みを抱えている人が多いという実情である。これまでの筆記

用具による事務作業とお茶汲みがほとんどという労働内容が、データ入力、文書作成など、VDI作業に取って変わるという状況の中で、業務量を自ら調節するということが出来にくくなり、それが労働者の慢性的な疲労につながっているように思える。

また、相談者の職場は大規模な事

業所ではなく、したがってオペレーターが一人二人のため、相談したりして、VDT作業者自らの職場環境作りをするというようなこともできず、極めて弱い立場に置かれている。労働衛生教育などももちろんなく、作業環境も整っているところは少ない。

労働省は今のところ、VDT作業による頸肩腕障害などの職業病はほとんどないと言っているが、実際には被災者が声を上げにくい状況の中にいるということから、むしろ隠されてしまっているのが現状、というのが今回の労働相談の印象である。VDT作業者が頸肩腕障害で治療するならば、どしどし職業病としての補償を請求した上でする必要があり、このことをもっと宣伝する必要があるように思われる。また、作業条件などの対策についても妙案が必要。相談カードを見渡してその特徴を

列挙すると次のようになる。

*相談者は女性が圧倒的に多く、中でも二〇代の女性の相談が目立っている。

*職種としては、ワープロ、オフコン又はパソコンの複合が6人で最も多い。

*オペレーターの数はほとんどが一人。

*症状を訴える相談者の中で、VDT作業に関する労働衛生教育を受けたものはいなかった。また、休憩時間など特別に配慮している例も皆無であった。

*現在の頸肩腕障害の労働省の職業病認定基準にしたがい、労災補償請求を行って、業務上災害認定される可能性がある例が10件にのぼる。(現在請求準備中是一件)

*頸肩腕部や眼の症状で医療機関を転々としているがよくならないとの訴えは十一件と多い。

*症状を訴えた相談者のうちVDT

VDT作業労働相談1件数内訳	
全相談件数	30
VDT作業に関するもの	26
健康に関するもの	21
症状を訴えたもの	16
頸肩腕症状	13
眼の症状	5
女	21
20歳代	9
30歳代	6
40歳以上	3
不明	3
男	5

作業経験年数が三年以下のものが八件と多い。

*一日の作業時間についてはあまり聞き取れていないが、六時間から八時間という一日中VDT機器の前に座り続けていると思われる人がかなりあった。

様々なVDT作業の現状、そして健康破壊

重大なのは労働省の甘い感覚

九月十六日午後六時半より大阪府立労働センターで、「おおおいに語るう／＼VDT労働」と題した討論会を関西労働者安全センター・VDT労働対策連絡会の主催で開催した。

NTT・コンピュータ会社・自治体

まず、VDT機器大量導入職場の例として、大阪電気通信産業労組よりNTT電報局の現状についての報告。大阪電報局ではこの8月末に作業全体がVDT機器操作に切り替わり、現在は従来とほぼ同等の勤務時間でVDT作業を行っている。スライドを使って、機器が教室型にきれいに並んでいる様子が説明され、実

際の経験から「仕事を終わって家に帰ってからもブラウン管の残像のようなものが意識の中に残っているような状態」「休みになっても何にもする気が無くなってしまふ」というような労働者の状況が報告された。

二番目に、コンピュータ関連職場の例として、全金若井計算センター支部からの報告。かつては、プログラマーが紙と鉛筆でプログラムを書き、パンチャーがカードにパンチし、それを機械にかけ、またチェックするとうシステムになっていたが、今はプログラマー自身がVDT機器の前に座って考えながら打つというのが普通の作業形態。この職種は、四六時中キーボードを打ち続けるという訳ではないが、ブラウン管を相

手に考え続けるといいう、言わば普通でない「異様な」職種であるということ。対話型のソフトというのはあるが、実際にブラウン管の前に座ってブツブツと画面に話しかけているヤツまでいるという笑えない話も。

三番目に、地方自治体のVDT作業とその安全衛生対策の例として、自治労箕面市職から報告が行われた。自治労本部は昨年「団体交渉のためのVDUガイドライン」を策定し、全国の自治体でVDT機器が職場に導入される場合は安全衛生対策について導入以前からこの指針をもとに労使協議を行うよう指導している。箕面市職も最近VDT機器が入り始め、八四年に暫定的な市独自の安全衛生基準を作り、今年はそれをさら

に見直し、より整備された基準を作っている。作業時間は一日三時間以内、一連続作業は最長四五分で一五分の休止時間、妊婦の従事禁止などを明文化した。また、VDT作業者の特殊健診についても現在準備中である。

VDT作業被害者の立場から

職場からの報告の後は、労働相談デーの結果報告を行い、討論に入った。その中で、派遣労働者がコンピュータ労働には付き物でその対策をめぐる発言、労働省のVDT作業に関するあまい対応に対する批判などがあつた。また特に、健康被害を既に受けている被災者の立場からは、船場の織維問屋街でVDT作業を続け、鍼灸治療に通いながら勤務を続けているが、頭の奥の方が痛み、涙が止まらないなどの症状がよくある、

安全衛生教育など望むべくも無いという発言や、社員15人程度のOA専門の派遣会社で、極めて厳しい労働条件の中で働き続けているという発言が相次いだ。

重大なのは労働省の甘い感覚

予定時間をオーバーしての、活発な討論によって、参加者はVDT作業の現状について具体的に把握することができたといつてよいだろう。しかし、その作業形態は多様であり、対策は一樣に決められるものではないと言ふこともまた明らかになった。そして、労働相談のまとめや、討論の中でも発言があつたように、何より深刻な状況として把握しておかねばならないのは、中小の事業所のVDT作業者がその被害をいち早く受けているということである。その上、それらの労働者は弱い立場にあり、

相当な対策が取られることなく、また治療はと言えば労災補償の圏外に置かれている。しかも重大なのは、監督官庁である労働省自身が、そのことに十分な認識がないと言ふことである。「指針」を出し、大企業の安全衛生担当者相手に講習を実施すればこと足れりとし、補償請求が無いから職業病も無いのだろうといふあまい感覚しか労働省は持ち併せていない。この点が私たちの一連の取り組みの結果、浮かび上がってきた第一の課題である。

孤独なVDT作業被害者

二つ目には、現在、学会などで様々な報告がなされているが、それ以上に健康被害の現状は進んでいるということが明らかになったことである。表にはこれまであまり出てくることがなかった長時間のVDT作

業者の頸肩腕障害、眼精疲労などの職業病についての有効な治療方法、対策などがとても普及している状態ではなく、病院を転々とし、職場に帰っても「たかがテレビを見てキーボードを打つだけの仕事」とそれほど重大な問題としては扱われず、症状の悪化と自分だけで闘うしかない

という現状。かつてキーパチャーに頸肩腕症候群が大量発生し社会問題になったが、今度はVDT作業者である。しかも今度は、かつて労災職業病などにはほとんど縁がないと思われていた事業所に一人〜二人づつ労働者は点在する。まわりに悩みを話し合う同僚のいない労働者、今は

自分一人の闘いしかないのである。健康被害の存在をアピールし、もっと強力な宣伝、そして警鐘を鳴らす必要があると言えよう。それが第二の課題である。今後のVDT労働対策連絡会の課題は、ますます大きくなっていくというのが偽らざる印象だ。

「職場のなやみ・ほっちゃんVDT版」を実施して

UNIONひごろ (総評東地域合同労組)

総評東地域合同労組 (UNIONひごろ) は、春闘、年末一時金闘争に時期を合わせて、八四年以来計七回の電話相談「職場の悩み・ほっちゃん」を行ってきた。

今回、関西労働者安全センターから「ほっちゃん」のVDT版を行ってはどうかとの話がもちかけられた。

NHKニュースの報道等もあり、八月二十二日から二十八日の間に二十四件の相談が寄せられた。相談者はいずれも、手、首、肩のしびれ、痛み、そして視力の著しい低下を訴えていた。

わたしたちの総括資料から症例の一部を紹介しよう。

①Uさん (三十四才、男性) はキ

ーパンチャーとして勤続六年。仕事の多い日では一日八時間、休憩なしの作業となる。首、肩甲骨が痛む。

②Mさん (三十六才、女性) は料金課でコンピュータの端末をたたいているが、腕がしびれタオルもしばれないという。

③Hさん (二十一才、女性) は勤続三年だが、かつて一・二あった視

力が〇・一まで低下した。

④ Sさん（十九才、女性）は勤続一年だが、一日六時間以上のコンピュータ作業があり、頭痛、吐き気を訴えている。

このほか、女性からは妊娠への影響を心配する相談が多く寄せられた。

出会ったのは 氷山の一角

今回の「ほっとらいん・VDT版」の実施から、私たちは次のような教訓を得た。

第一は、よびかけの手段として、

テレビの力が大きいことだ。二十四件の相談中二十件までがテレビを見ての相談であった。圧倒的にテレビの情報に信頼をおいているように思われる。

第二は、VDT労働のあり方が、明らかに労働者の健康をむしろ悪くしていること。にもかかわらず、それが労働条件、職場環境の改善といった具体的な要求には発展していないという事実である。労働者は、VDTから受ける直接の障害には苦痛を訴えても、その向こう側にある対資本の関係には、まだ目を向けてはいないといえよう。

私たちが出会ったのは氷山のほんの一角に過ぎない。この問題は、今後さらに深刻になっていくだろう。

しかし、労働者がVDT労働による障害を「職業病」と認識していくまでにはまだ時間がかかりそうだ。VDT労働対策連絡会に集まった組織をはじめ、この問題に関心を寄せるおおくの人々の努力が求められている。私たちUNIONひごるも、これらの人々と共に歩みたい。

私たちは、今後「ほっとらいん」の呼びかけの中に、つねにVDT相談を加えていくことを確認している。

大好評

VDT労働のためのチェックポイント10

作業をするまえに分かり易い10項目のチェックを、みやすい二色刷で。

執筆―天明佳臣（横浜港町診療所） 酒井一博（労働科学研究所） 発行―神奈川県労働災害職業病センター
頒価―三〇〇円（送料一冊四〇円、十冊以上無料） 関西労働者安全センターで取り扱います。

前線から

関西の

労災・職業病斗争の

交流・共同行動へ

総評の関西ブロックが

討論集会

関西

十月二、三日、総評関西ブロック共同会議主催で、

「関西ブロッ

ク労災・職業病闘争討論集会」が開催され、関西地区の安全活動家一五〇人が参加した。関西ブロックとしては、こうした取り組みははじめて。

冒頭、関ブロ副議長山元

勉氏のあいさつにつづき、

大阪総評組織局長阿部昇氏

が基調報告を行った。基調

報告の中で、全国の労災・

職業病闘争の中で関西ブ

ロックの占める役割が大き

行事の中

厳しい自治体現業職場

茨木現労が自主健診へ取り組み開始

北摂

茨木市現業職員労働組合

では、この間、保育所の作

業員の腰痛症、頸肩腕障害

問題について、職業病自主

いことを確認し、今後関西として交流、共同行動を拡げていくことが確認された。

細川汀京都府立大教授の今後の労災職業病をめぐる情勢に関する問題提起があったあと、「今、職場は安全か？労災闘争の過去・現在・未来」と題し、車谷典男（奈良医大公衆衛生）

信太忠二（総評本部）藤原精吾（弁護士）金銅正夫

（全林野大阪地本）の四氏をパネラーとしたディスカッションが行われた。その

中で、信太氏は、「中央セクターの今年度予算は満額でているし、今後も楽観的に進みたい。地方でがんばっていただきたい」と述べた。第二日目は、「労働行政・法改悪」「職場安全衛生活動」「新しい職業病

の三分科会に分かれてそれぞれ議論を深めた。

健診の取り組みを始めてい

る。
同市の保育所の作業員の労働内容は、朝八時出勤で給食調理を行い、午後の後始末までの業務が終わった後、草引き、溝掘り、便所掃除、窓ガラス拭きなどの業務を引き続いて行い、午

後四時に退勤するというふう
うに、調理員と用務員の
一人二役の仕事を受け持つこ
とになっている。また配置
人数も、六〇人規模の保育
所で一人、一二〇人規模で
二人と、他の市に比べて著
しく厳しい状態である。

こうした作業条件の中で、
作業員に腰痛症、頸肩腕障
害の症状を訴える人が多く、
八割ぐらいは針灸治療を受
けているというような実態
で、労組としても他市の保
育職場見学などの取り組み
を続け、当局とも治療や職
場改善に至るような職業病
健診などの対策を求めて交
渉を持ってきた。しかし、
「現状で結構」という当局
側の姿勢を崩すまでには至
っていない。そこで、同労
組では一度自主健診を取り

組み、現状をはっきりさせ
ようということになったも
のである。センターでは「

+++++

の取り組みを全面的に支援
していく予定である。

京都 生コン会社社員の 脳出血 審査請求へ

京都洛南の生コン会社に
試験係として勤めるAさん
は、昨年年末に生コンの試
験に赴いた工事現場におい
て、脳出血発作で倒れた。

Aさんは、基礎疾病とし
て、高血圧症を持っており、
会社の健診でも指摘されて
いた。しかし、年末は一年
のうちでも繁忙期にあたる
こと、残業時間も倒れる前
一ヶ月間では五〇時間をゆ

うに超えていること、十一

月末まで会社の指示による
資格試験の受験勉強を、残
業して帰宅後深夜に至るま
で毎日続けていたこと、そ

して、倒れたのは週末で、
しかも前日の夜から非常に
冷え込んでいたところ、現
場到着後戸外での作業を始
めてしばらくして発症した
など、業務に起因する発症
である疑いが極めて強いと

いうものである。

しかし、申請を受け付け
た京都南労基署は、八月に
不当にも業務外決定を下し
た。

その後、家族よりセン
ターに相談があり、先日、
南労基署に不支給理由の説
明を受けた。その中で、労
基署の調査の杜撰な点が目
立つこと、受験勉強の事実
を見落としていたこと、さ
らに、当日の現場での寒冷
曝露について、局医の「前
日の晩から冷え込んでいた
のであるから、身体は慣れ
ていた」との判断を根拠と
していること等が判明した。
家族としては不服審査
請求を提出しており、セン
ターとしても原処分を取り
消しをかちとるべく協力を
していくことにしている。

岩佐訴訟

十一・二〇判決ひかえ

大阪

大阪・京都で支援集会

岩佐訴訟控訴審の判決言
い渡しが、当初の予定の九
月三〇日から十一月二〇日
午後一時からに延期された。
しかし岩佐訴訟を支援する
会では、判決法廷に向けて、
「判決前・原発労働被曝裁
判岩佐訴訟支援大阪集会」
を九月十五日に、京都集会
(京都反原発めだかの学校
主催)を九月二七日にとそ
れぞれ予定通りに開催して
いる。

訴訟の控訴審の争点などに
ついて熱心に討論などを
行った。集会では、経過報
告のあと弁護団を代表して
仲田隆明氏が、大阪地裁の
敗訴の理由とされた初発の
時期の確定、敦賀事故隠し
事件による被曝の危険性の
証明、医学的な診断の確定
をあげ、勝訴以外にない
ことを強調した。その後、
ソ連から届けられたチェル
ノブイリ原発事故のビデオ
を上映し、質疑などを行っ
た。最後に挨拶に立った原
告の岩佐嘉寿幸氏は、「思

えば敦賀原発に働きに行っ
たのが一九七一年の五月、
提訴したのが一九七四年の
四月で、時間の経過を感じ
る。まだ原発がバラ色のエ
ネルギー源と言われていた
提訴当時に支援してくれた
学生さんが今では子供をつ
れてこの集会に来てくれて
いる。厳しい闘いではある
が、後に続く全国の原発労
働者のことを思うと最後ま
で頑張らねばならないと思
う。」と高裁判決を迎える
決意を表明した。

二九日の京都集会では、
原発下請労働者の初めての
労組として活動を続けてい
る運輸一般労組原発分会の
斎藤征二氏、全金労組大阪
地本原発被曝をなくす会の
山原克二氏が報告と連帯の
挨拶をおこない、岩佐さん
が決意を表明した。今後、
支援する会では判決まで全
国に支援を呼び掛ける活動
を続け、直前の十一月中旬
に集約の支援集会を開催し
たいと考えている。

岩佐訴訟判決は

十一月二十日午後一時

大阪高裁二〇二法廷

パンフレット

出石佐訴訟 (四百円) 申し込みはセンターまで

松本製作難聴裁判

東 南

会社側
証人の

デタラメさ

明らかに

た。

この日の反対尋問では、三浦証人は、歪み取り作業にたった一回、半日しか従事していないことが暴露され、これまでの非常に作業に通じているかの様な印象は消し飛んでしまった。

「歪み取り作業のためでない」と言い、今回は「歪み取り作業のため」翻すなど、デタラメな証言が目立った。次回も反対尋問の続き。十一月二日午後三時より、大阪地裁七一二号法廷。

十月五日、大阪地裁において、全金松本製作所支部梅本難聴裁判の法廷が開かれ、被告会社側申請証人の三浦製造部長に対する反対尋問が行われた。

支給していたかのような、会社の代弁をおこなっていた

耳栓支給についても前回は

この日の尋問は、前回の引続き。三浦証人にとっては、3回目の法廷。

南 大 阪

針灸学習会

十三期終了

活動まとめる OBB会の開催も



前回までの主尋問において三浦証人は、原告梅本氏が難聴を起こした主原因とされている縞鋼板の歪み取り作業について、難聴の原因にならないこと、また、その作業開始時から耳栓を

第十三期労働者針灸学習会が九月十七日に終了した。

ティに富んだ内容になった。「労働者の健康は労働者が守る」をスローガンにした全国でも例をみないこの取り組みが、この十三年にわたって続いてきた原因は、

今後の学習会の課題としては、これまでに修了している労働者の交流会を持ち、この運動を職場の中にとどのように生かしていくのか、

少なかったが、職場が多方面にわたたり、半年の学習会の中での職場紹介もバラエ

た。

発展させていくのかという
根本的な討論を組織するこ
とが上げられる。実行委員

UNIONひろが

会の更なる努力が期待され
るところである。

大阪中央

被災労働者部会発足

一人の被災を みんなの課題に

九月二〇日の夜、総評東
地域合同労組は同労組被災
労働者部会を開いた。同労
組では、これまで年に四回
実施している労働相談を始
めとして、寄せられてくる
数多くの労災職業病相談を
解決してきており、被災労
働者の組合員も増えてきて
いる。しかし、同労組の場
合には一人一人悩みはよく
似ていても職場が異なるた

め、横のつながりがもてず、
かねてからの課題となって
いた。そこで、被災労働者
の部会を新たに発足させ、
交流を図ろうというのが今
回の試みである。

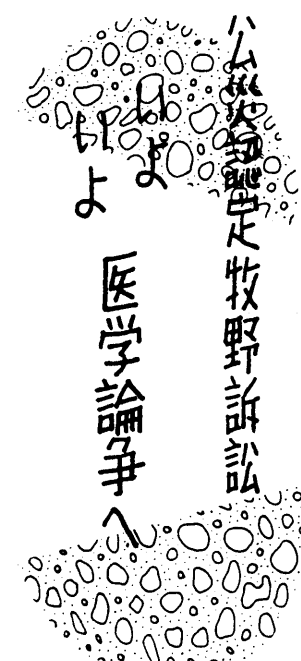
参加者は各々自らの被災
及び闘いの経過を報告し合
い、安全センターからは労
災補償の仕組みと考え方に
どについて説明があり、質
疑を行った。

ほとんどの被災者が零細

か又は小規模の事業所で、
事業主に労災補償の知識も
ないというケースで労働
相談に駆け込んだ理由も似

通っている。同労組では、
今後も交流をはかるため、
年に二回程度はこの部会を
開催する予定にしている。

津 垣



九月十六日大阪地裁で、
腰痛症再発の公災認定をめぐって争われている垣津牧
野訴訟の法廷が開かれた。

この日の法廷では、原告側
より岡山大学衛生学教室講
師の尾瀬裕氏の鑑定書が提
出された。同鑑定書では、
一般的に腰痛症の再発率が
極めて多いこと、レントゲ

ン写真による所見と腰痛の
有無は関係が無いとされて
いること、腰椎の変形によ
る腰痛と判断するのは極め
て困難で公災の再発あるい
は増悪と考えるのが妥当と
述べられている。

法廷は今後、既に出され
ている基金側鑑定人の米延
鑑定と併せ、医学論争に

シリーズ 保育労働者の職業病⑨

職業病の解説——頸肩腕障害について(その3)

入っていくことになり、これまで一度々問題になってきている職業性腰痛の考え
方について、注目すべき争いになることになった。次回法廷は十月二八日の午前
十時からで、証人調べの日
程を決定することになる。

2 頸肩腕障害の治療について

頸肩腕障害の治療法には、表2にあげたような種々の方法があります。大まかに分けて、西洋医学的治療・東洋医学的治療・運動療法の三つがあります。

《できるだけ避けたい薬物・注射》

頸肩腕障害は、原因となる職業と

の関係で、女性の発症が多いといえます。したがって、薬物や注射による治療は妊娠・出産を考慮するとできるだけ避けたいものです。

そこで、治療の中心は物理療法(温熱療法)、針灸治療と運動療法の三つとし、やむを得ない時だけ、薬物や注射を加えます。

《症状・時期に応じた療法を》

急性期の疼痛の非常に強い時期には針灸治療に加えて物理療法、湿布、時には鎮痛剤や睡眠剤等の投与により、疼痛等の軽減をはかります。次に疼痛等の一定の改善が認められるようになれば、徐々に身体を動かしていくように指導します。この段階での運動療法としては、操体法やストレッチ体操が有効です。これらの方法はラジオ体操のように速いリズムで体を動かすのではなく、呼吸に合わせてゆっくりと体の曲げ

伸ばしを行い、自分で筋肉のひき伸ばされる感覚を味わうようにします。大切なことは、強い痛みを起ささない程度でやめ、決して無理をしないことです。

《症状改善期に運動療法を積極的に》

これらの治療を通して更に症状が改善してくれば、より積極的な運動療法を加えます。水泳や体操などにより、筋力の回復をはかっていきます。

この場合、局所の運動よりも全身運動の方が効果がよいようです。

一定の回復段階に達すると、できるだけ早く職場復帰(部

分就労)を開始します。

部分就労の中で一時的には疼痛等の増悪が起こる場合が多く見られます。このような場合には針灸治療を中心とした鎮痛治療が重要な位置を占めてきます。これらの治療については、表1(前号)に示した様に症状の強さに応じて、適切な治療計画を

立てて実施されることが必要です。頸肩腕障害の治療にとっては、これが万能法だといった様な治療法があるのではなく、これらのいろいろな治療法を重症度や職場の状況等を考慮しながら、適切に組み合わせ、根気よく治療を続けていくことが何よりも大切です。

表2 頸肩腕障害の治療

(1) 治療方法の種類と特徴	
① 西洋医学的治療法	
・ 物理療法	
○けん引……………	頸肩腕障害には余り有効ではない
○温熱療法(ホットパック) 極超短波(マイクロウェーブ) 温浴、パラフィン浴、温湿布、など……………	温めることは局所の血液循環を良くし、筋肉の疲労を回復させるのに有効であり、基本的な治療法である。ただし、これだけでは痛みなどに対する効果は今一歩不十分である。
・ 薬物療法……………	痛みが強く我慢できない時や、痛みやイライラのために眠れない時などに一時的に使用するだけで、根本的な治療にはならない。
・ 注射(ブロック)治療……………	星状神経節ブロックがよく行われるが自律神経失調症や強度の筋緊張には有効なことがあるが、頻回にはできず、副作用も比較的強い。
② 東洋医学的治療	
・ 針灸治療……………	こりや痛み、しびれ更には自律神経失調症状などに対して、かなり有効で副作用も少なく持続的に行なえる点で有利。ただし、筋力が低下してしまった例や、難治性の重症例については、有効性が低下する。
・ あんま・マッサージ……………	やってもらっていると気持ちは良いが効果の点ではもう一つ。
③ 運動療法 ……………	体操・水泳・ランニングなど。急性期をすぎ、痛みもややおさまってきた時期には是非必要。又、重症例や長く治療を続けてきて筋力が衰えている例では特に必要。ただし、運動のやり方、強度などについて、適切な指導の目安が確立されておらず、やりすぎたりすると、逆に症状が悪化することがある。

必死美哉 一さん (関西労働者安全センター顧問・元全港湾大阪支部安全衛生委員会委員長) の



死を悼む

榎本 洋文

十月十一日、「全港湾ののぼるさん」がなくなられた。その数日前、血を吐いて倒れられたという知らせを、私は田辺市のアパートで聞いていた。少し落ち着いてから行った方が・・・という話もあったので十二日に見舞おうとしていたら、紀和病院の黒田君から訃報を得てしまった。本当にお世話になった。自分が早く親元を離れたこともあって、父親のような存在だった。二〇代の後半までは毎日とっていいくらい話をした、というより説教された。「なあ、榎本、運動いうのは、ウン・ドン・コンやで、ウンとコンはわかる

やろけど、ドンちゅうのはわからんやろ」この話が多かった。あとは全港湾の話と海軍時代の話だった。安全センターが七八年につぶれかけて、周囲が冷たくなってきた頃ものぼるさんはいつも近くにいってくれた。「運動なんて波があるがな、お前がやめへんかったらつぶれへん」これだけのことで、心にしみた。何となく元気が出た。八一年の組織整備の時は「ほれみてみ」と言った。その口調まで覚えていた。紀和病院を作ると言い出した時も、はじめは消極論も多い中で「本気でやったらいける、ワシも退職したらなんぞ手

伝うわ」と言った。その通り、のぼるさんは八四年の病院開設から倒れる前日まで、病院の送迎バスの運転手をしてくれた。田辺市に行く時に「ほい、これ」といってくれたお金を、今日香典で返さなければならぬ破目になった・・・。本当にお世話になった、僕も、センターも、病院も診療所も・・・。本当に、のぼるさんのことを悪くいう人はいなかった。近くにいけると安心できた。六五才、体が悪いことは知っていたけれど、まだ亡くならぬ歳ではなかったと思う。御冥福をお祈りします。

振動病所見書をめぐる攻防戦

今回は田辺の風景とか、あまり毒にも薬にもならない話を書きました。が、活動を開始して既に三ヶ月たち、県南のおおよその状況がわかってきましたので一端を紹介したいと思えます。

熊野川筋の町村では

「新指針」が先行している

和歌山県の東南部は新宮市、東牟婁郡になっていますが、新宮から国道一六八号線に沿って奈良県五条市の方へ入っていくと、途中、熊野川町、本宮町へと進みます。本宮町は川湯、湯峯といった温泉で、また、本宮大社でも有名な町ですが、この二町で振動病の患者は百人以上おり、

農村組合という組織に加入している一部の人を除いて、地元の医師会の合意のようなもので、定期的に名古屋の中部労災病院に検査に行っています。中部労災病院は、昨年十月の災害医学会でも、「当病院でみている限りでは大半が治療効果がなくなっており、労災は打ち切るべきだ」との発表を行い、我々も抗議をしたところですが、やはり新通達を地でいくようなことを行っていることがわかりました。

つまり、今年の一、二月にかけて受診した大半（ほぼ全員）の患者は「症状固定」との診断を受けたのです。現在のところ、具体的な打ち切り処分は幸いにして出ていませんが、非常に危険な状態にあり、現在「もう二度と中部労災には行かない」「検査は自分の選んだ病院で受けよう」「みんな紀和病院へ行こう」という運動をやっています。医師会を中心に開業医にかかっている患者はその医者との関係で大変悩んでいます。事態が急迫していることもありますが、この十月にはいってようやく、この十月にはいってようやく本宮町では「自主健診」を紀和病院で受けることを決め、十月十三日から第一陣の健診が開始されています。熊野川町でも「なくす会」（第一回目レポートにて紹介のとおり）を中心に現在これに続こうとの論議を始めており、十月下旬から合流すると思われれます。

ともかく、私たちは、労基局―中部労災―地元医師会、という患者に

とつても逃れようもない包围の中で行われようとしている大量打ち切り策を必ずつぶさなければなりません。医者を選ぶ権利が実質的に保証されていない地区で、主治医が推薦しない病院へ行くのは大変勇気がいることですが、みんなの重い腰が今、上がりつつあります。その気になれば絶対勝てるというムードを早く作りたいものです。

所見書(振動様式二号)は出さなくても不利益処分は一切しない
和歌山局労災課長が確認

新通達以降、もう一つの具体的問題は、いわゆる所見書(振動様式二号)をめぐる問題です。

この所見書の詳しい説明は省略しますが、労働省はともかく、この書類を全国的にどれだけ大量に、スムーズに、できれば年二回、そして長期被災者はできるだけ長く遡って、

集めることができるかに熱心になっていると分析しています。

これは、誰がみても「症状固定」の立証を目的としているものです。

全国的にはかなりのバラつきがありますが、和歌山ではこの八月から各医療機関に対して、この所見書の提出を求めています。対象者は、昭和五二年以前、五年遡れという内容のものです。

山労ではさっそく反対の声を上げ、田辺労基署との交渉では、所見書による症状照会を「凍結する」との回答を引き出しました。私たちはこれに勢いを得て「なくす会」に対して、同一歩調をとるよう呼びかけるオルグを、東牟婁郡、西牟婁郡、日高郡の一部にまで拡大しました。

しかし、全般的に「なくす会」は元気なく、「すぐ打ち切ると言っていないから出しても仕方ないのでは」とか、「自分たちも長いこと労災保険で面倒みてもらってきたんだから、

そろそろ仕方がないんでは」と概して弱気でした。しかし、その一方で五二年以前の認定患者は「これからどうして生活したらええのか・・・」と前途を悲観しているかと思えば、じっとしていないで闘いたいという複雑な気持ちでいるようです。

我々は、とにかく、県下を漠然とおおっている「もうその時期が来たんだから仕方がない」というムードを、いろいろな闘いの実績の中で「一方的な打ち切りは絶対に認めない!」という気運に一変させることの必要性を痛感しました。

先に述べた本宮、熊野川町での「医者を選ぶ運動」もその一環ですが、我々が現在一番力を入れているのが、打ち切り目的がこれほどはっきりしている所見書を「そう簡単には集めさせない」という運動です。

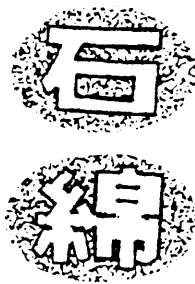


その中で九月二五日非常にいい確認を和歌山労基局から得ました。見出しにあるように「所見書を提出しないこと、また、所見書作成を目的として行う検診を拒否すること、これらについて医療機関、患者への不利益は一切しない」という約束です。確認した相手は、県評、林政共闘、

山労です。我々は今、これを錦の御旗として、県下の医療機関に対して「所見書の提出を見合わすよう」働きかけを始めています。

紀和病院を建てた年、高松高裁のひどい判決が出て、「今頃建ててもちょっと遅かったんでは」と思いました。しかし、この頃、「充分間に

合った」と思います。むしろこれから、これまでこれといった治療を受けられなかった患者や、一方的に打ち切られようとして半ば絶望している患者とともに、病院はその役割を本当に果たすべきときと確信します。



(アズベスト)の健康問題

③

七、石綿による健康障害

① 職業曝露の場合

現在、石綿との因果関係がはっきりしている健康障害には、石綿肺、

肺がん、中皮腫（胸膜、腹膜）、胸膜病変があり、石綿鉱山、石綿製品製造現場、造船現場、建設現場等において発生しています。

石綿肺というのは、石綿が肺の中に入って持続性の細気管支肺炎を起こし、その結果呼吸細気管支周囲

に線維化巣ができ、さらにそれが隣接する肺胞に広がっていきます。この結果、肺機能が低下し、重い場合は死に至る職業病です。自覚症状としては、階段や坂道の登りおり時や

平地でも少し急いだりすると息切れを起こすことが、比較的早期から現

れます。また、せき、たんも主要な自覚症状であり、時には胸痛、血たんを伴うこともあります。

肺がんと中皮腫は、どちらも悪性腫瘍です。中皮腫というのは、胸膜、腹膜などの中皮表面とその下層の組織から発生する腫瘍ですが、一般的には人口百万人に対して数人程度しかならない稀な腫瘍です。どちらも石綿曝露後二十年以上たってでくするため、曝露終了後も含めた石綿作業者の長期間の観察によって初めて見出すことが可能です。

たとえば、断熱作業者について次の様な疫学調査があります。ニューヨークとニュージャーシーの二地域で、一九四三年一月一日現在に断熱作業者組合に登録されていた労働者六二三人を、一九七六年末まで追跡した結果、死亡者総数四七八人中、肺がんで死亡した者が九三人もあり、一般の発生率の七倍でした。また、胸膜中皮腫は十一人、腹膜中皮腫は

二七人であり、全死亡に対する割合は、七・九%と非常に高い割合でした。

これは一例ですが、他の石綿曝露労働者についても、肺がん死亡者の割合が、一般平均より高いという疫学調査が数多くあります。ただし、中皮腫については、クロシドライトの場合は、因果関係が明らかになっていませんが、クリソタイルの場合は、いろいろな調査結果があり、はっきりしていません。マウスやラットを使った動物実験では、クリソタイルもクロシドライトと同程度の肺がん及び中皮腫の発生をみているので、可能性は否定できません。

胸膜病変としては、胸膜肥厚斑があります。これは、体壁側胸膜が硝子化肥厚し、さらに石灰化するもので、ごく短時間の曝露者にもみられることがあります。

以上が、労働現場の中で発生している健康障害ですが、肺がんや中皮

腫は現在の医学では治療のむずかしい死に至る病気であることを考えると、石綿への曝露を極力さけることが必要です。最近では、さらに悪性リンパ腫やリンパ性白血病などリンパ、造血器系の腫瘍との関連も報告され始めていますが、これらについてはまだ明らかになっていません。

②非職業曝露の場合

前にもふれたように、労働現場のみでなく、それ以外の石綿曝露があります。

たとえば、石綿労働者の家族には、胸膜肥厚斑が有意に多くみられることが報告されています。これは、作業服や体についた石綿を家族が吸い込むためと考えられています。また、南アフリカの石綿鉱山の周辺住民の肺がんや中皮腫の発生率が高いことが報告されています。

ただ、一般環境中の石綿による健康影響を明らかにした報告はあまり

ありません。しかしながら、これは疫学調査の方法論上の限界（個人の職業歴や喫煙歴などの交絡要因と環境曝露に関する情報がないこと）によると考えられ、健康影響がないということではありません。

③ 喫煙と石綿曝露の関係

たばこはよく知られているように肺がんを起こします。それでは、石綿曝露を受けている労働者が、たばこを吸っていたら、どうなるかを調べた調査結果が次の表です。数字は十万人年当り、肺がんて死亡する人の人数を表していますが、石綿曝露と喫煙の両方の場合は六百人、どちらもない人は十一人と実に五十五倍の影響がでています。石綿曝露だけでは、五十八人と五倍なので、たばここと重なると肺がんになる確率が非常に大きくなることがわかります。

一般環境での調査はありませんが、たばこことの相乗作用も考えると、低

濃度の石綿曝露であっても、肺がんになる確率を高めることが予想されます。

石綿曝露と喫煙の肺がん死亡に及ぼす相乗作用

(断熱作業者の場合)

	喫煙者	非喫煙者
石綿労働者	601.6	58.4
非曝露者	122.6	11.3

10万人、年当りの肺がん死亡者数 Hammondら(1979)

アスベスト読本

1. アスベストとは 2. アスベストの生産と利用 3. アスベストによる健康被害 4. 現行の規制と対策 5. ILO石綿条約と勧告

B5版 56頁 頒価300円 送料50円(冊数に関わらず)

安全センターで取り扱っています。

自転車の二人乗りは？

田中君は毎日、自転車に乗って会社まで約二〇分かけて通っていた。

その日、仕事を終え帰ろうとしたところ、たまたま自宅が同じ方向にある同僚と会ったので話をしながら歩いてしたが、途中から自転車に二人乗をすることにした。そして、しばらく行ったところで道路工事に出会い、道路にあった砂利にハンドルをとられ転倒し、負傷したのである。

さて、この自転車の二人乗りは、労災法に言う「合理的な方法」と言えるのかどうか。また、田中君は会社に通勤手当支給を受けるため、通勤経路を電車通勤として届けているが、自転車通勤は「合理的な経路」

であると言えるのかどうか。

まず、「合理的な方法」と認められないものについて労働省は、①免許を一度も取得したことのないようなものが、自動車などを運転する場合、②自動車、自転車等を泥酔して運転するような場合、③一輪車、ローラースケート等による場合を上げています。そして、例えば免許証不携帯や更新忘れ、軽い飲酒運転などについては必ずしも合理性を欠くとはいえないとしており、ほぼ認めら

れると考えてよい（ただ場合によっては支給制限が行われることがある）。したがって、二人乗りも道路交通法上問題があっても通勤災害として考えるときには、ほぼ「合理的な方法」として認められるとよい。

次に通勤届けとの関係であるが、以前も述べたように、「合理的な経路・方法」は一つとは限らず、例えば田中君が免許をとって車で通勤した始めの日に事故に逢っても、不必要な遠回りや、「中断、逸脱」がない限り認められることになる。「嘘の通勤届けだった」として問題になるとしても、こと通勤災害に関しては関係がない。

通勤届けとの関係は？

九月の新聞記事から

九・二

三月末に国鉄を退職後、再就職先がきまらずにいた元新幹線運転士が、JR東海道線摂津富田駅で飛び込み自殺（高槻）

九・二二

プラスチック加工場で爆発がおこり炎上、従業員一人が焼死（平野）

九・一三

住友金属和歌山製鉄所の従業員が、首つり自殺。いく度か繰り返された転勤強要を苦しめたものとみられる（和歌山）

九・二三

近鉄東大阪線の生駒トンネル内で、火災がおき停電、立ち往生した電車の乗客ら約六十人は脱出したが、うち四十八人が重軽症、一人が急性気管不全で死亡

九・一七

市立保育所の保育母がオルガン演奏中に倒れ死亡したのは、公務災害に当たるかどうかの控訴審で大阪高裁は、一審の神戸地裁判決を破棄し、遺族の請求を棄却

九・二六

三菱化成工業四日市工場で爆発事故があり、作業中の従業員二人が死亡

関西労働者安全センター安全衛生学習シリーズ

胸部集検について

放射線被曝の『損』と『得』

—— 検診の放射線被曝を考えよう ——

B5版 14ページ 百円（送料込み）一冊ふえるごとに50円増

学校給食調理員の安全と健康

車谷典男著 自治労安全衛生対策室編

労働基準調査会発行 A5版 94頁 五百円

安全センターで取り扱います。

関西労災職業病 定期購読について

部数	年間購読料(送料含む)
1部	2000円
2部	3000円
3部	4000円
4部	5000円
5部以上	100円×部数×12ヵ月

「関西労災職業病」は毎月一回の発行で、原則として郵送による購読をお願いしています。料金は左記の通りで、5部以上は送料を当センターで負担します。

お申し込みは、郵便振替をご利用下さい。労金口座ご利用の場合は住所、氏名など必要事項を別途電話、葉書などでお知らせ下さい。

◆郵便振替口座 大阪6-315742 ◆大阪労働金庫 梅田支店 95721
 ☎550 大阪市西区新町2丁目19番20号西長堀ビル4階 ☎(06)538 0148

関西労働者安全センター

早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

(株) 千里印刷 06-351-1127
 大阪市北区天満橋3-5-28